資料２

立入検査・違反是正の実効性の向上について

令和８年11月４日
消防庁予防課

検討の進め方

実態把握 → 課題の抽出 → **論点整理** → 部会報告書（案）検討

第１回検討部会

○　令和７年度「高度・専門的業務における広域連携に関する検討について」（中間取りまとめ）で取り上げられた課題の検討

○　各消防本部へのアンケート・ヒアリング内容の調整（昨年度のヒアリング調査結果を踏まえ、深堀りする対象、調査項目及び方法を検討）

第２回検討部会

○　第１回検討部会で挙げられた主な意見・課題等

○　アンケート調査結果

○　ヒアリング調査結果

○　マニュアルへの反映内容（案）

第３回検討部会

第１回検討部会で挙げられた主な意見・課題

①　立入検査のリスクベースドアプローチ

- 消防法令違反があることのみをもって、一律に「リスクが高い」と評価するのではなく、**違反の有無・重大性**と、**建物の構造、用途、利用者特性等を切り分けて評価**する必要がある。
- 消防職員の減少と防火対象物の増加が見込まれる中、全ての防火対象物を一律に立入検査することは困難であり、**対象を絞り込む必要性**が高まっている。

②　立入検査以外の効果的・効率的な実態把握の方法

- リスクの高い防火対象物への立入検査に人員を集中させるため、**立入検査に代わる簡略的な実態把握方法を整理**する必要がある。
- 消防法第４条に基づく立入検査には該当しないものの、関係者への働きかけや実態把握として一定の効果がある。

③　違反是正期間の類型等に応じた標準的な目安

- 違反の危険性や是正に必要な期間は違反ごとに異なるため、違反を類型化し、**違反の重大性、潜在的な危険性及び実際の工事期間等に基づく標準的な是正期間**を示すことが有効である。
- 是正期間を標準化することで、担当職員による判断のばらつきを抑え、違反是正業務の効率化と公平性の確保が期待できる。
- 是正期間は、関係者の希望や都合だけで決めるのではなく、設備の設計、発注、工事等に要する客観的な期間を踏まえて設定する必要がある。

消防本部における立入検査等に関する実態の把握について

アンケート

・全国の消防本部（732団体）に向けてアンケートを実施

ヒアリング

・アンケートを基に分析を行うとともに、大規模・中規模・小規模本部から数本部を選定し、より深堀りした内容をヒアリングする。

指標作成

・アンケート及びヒアリングを基に立入検査・違反是正の実効性の向上について検討

アンケート調査

立入検査・違反是正に係る傾向をつかむために調査を実施

【調査項目】

- 立入検査実施計画の作成状況
- 立入検査の実施頻度の設定状況
- 立入検査の優先順位付けの考え方
- 定期的な立入検査の対象外としている対象物の有無
- 立入検査以外の状況の把握の方法
- 是正期限の設定状況

ヒアリング調査

アンケートの記載事項、消防本部の規模、地域に配慮し、ヒアリングする消防本部を決定し、調査を実施

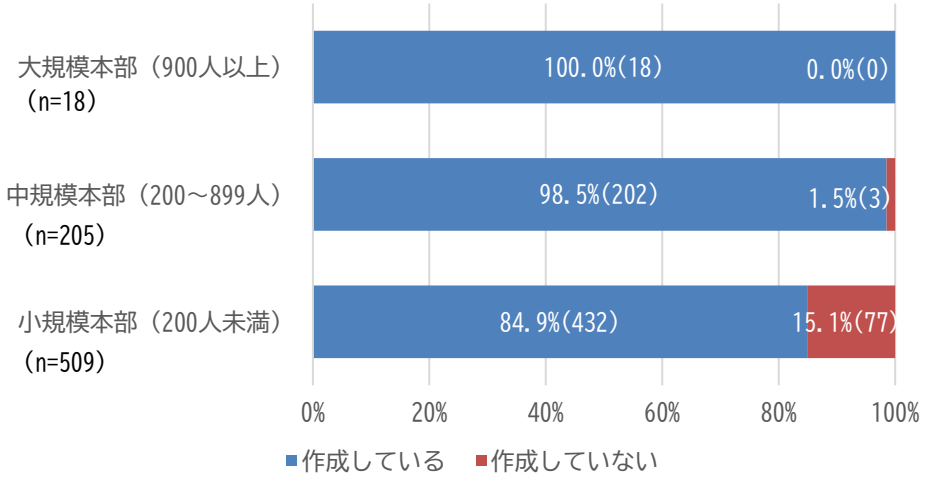
【ヒアリングの例】

- 立入検査の実施頻度根拠
- 現在の立入検査の実施頻度での立入検査の実施状況
- 重大違反としている違反の内容
- 是正指導後の期間管理方法
- 各消防本部の立入検査等の取組状況　等

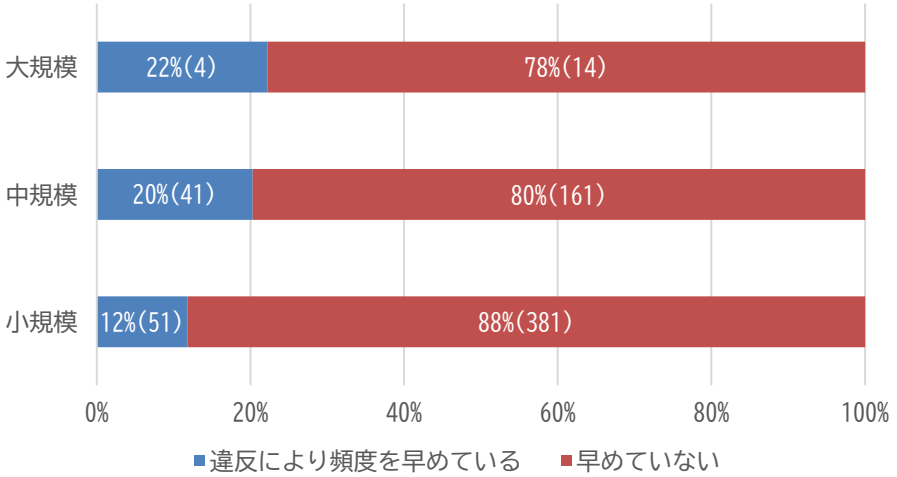
アンケート調査結果①

①　立入検査のリスクベースドアプローチ

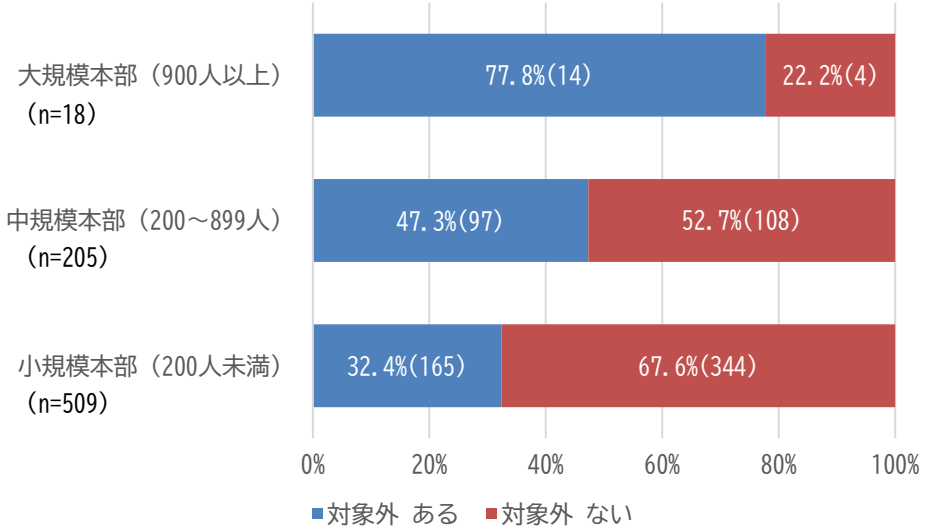
Q. 立入検査実施計画を作成しているか



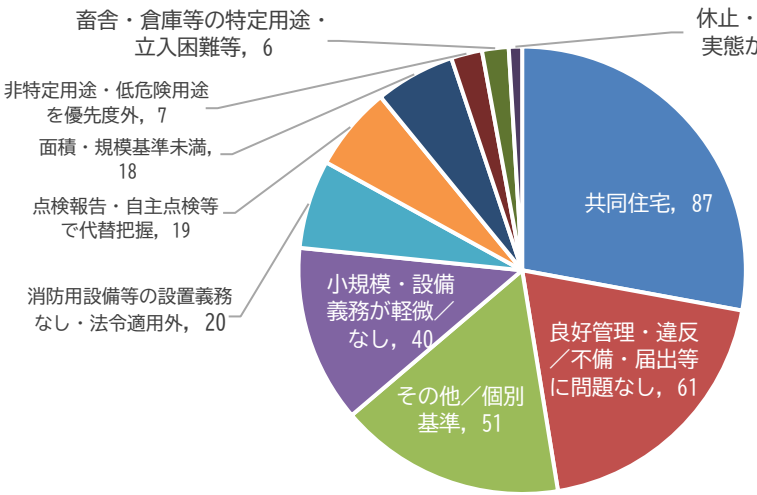
立入検査実施計画を作成している消防本部のうち、違反がある場合に頻度を早めている本部の割合（重大違反を除く）



Q. 定期的な立入検査の対象外としている対象物の有無



対象外としている対象物



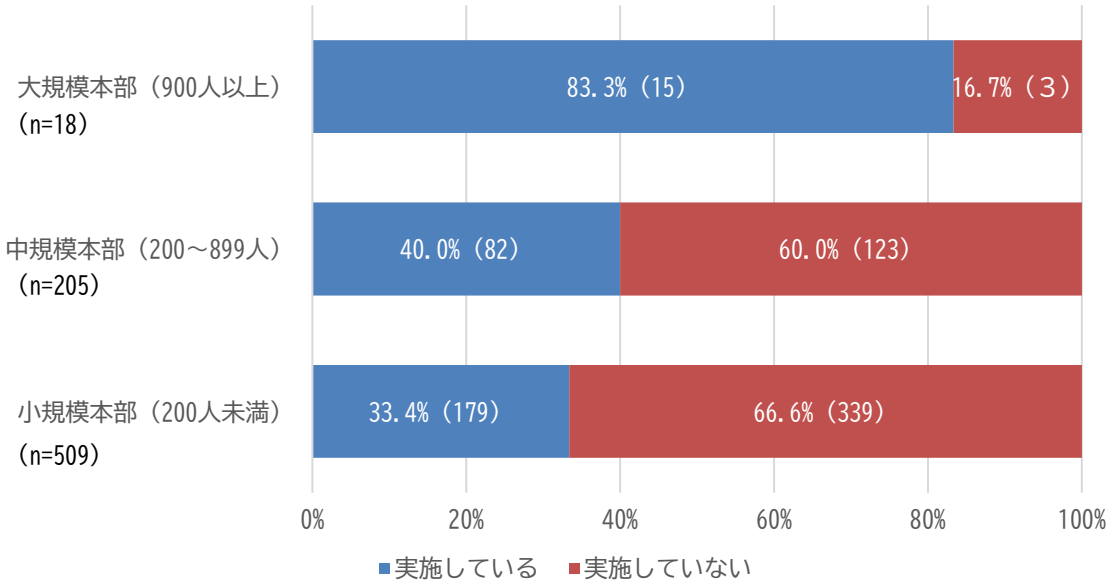
除外対象があると答えた本部（276）

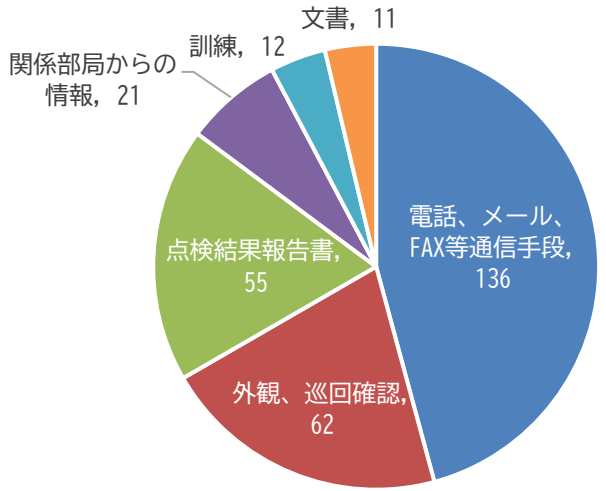
※回答が複数にまたがるものもあるため、全体数が変わります。

アンケート調査結果②

②　立入検査以外の実態把握方法

Q. 立入検査以外の方法で防火対象物の実態把握をしているか





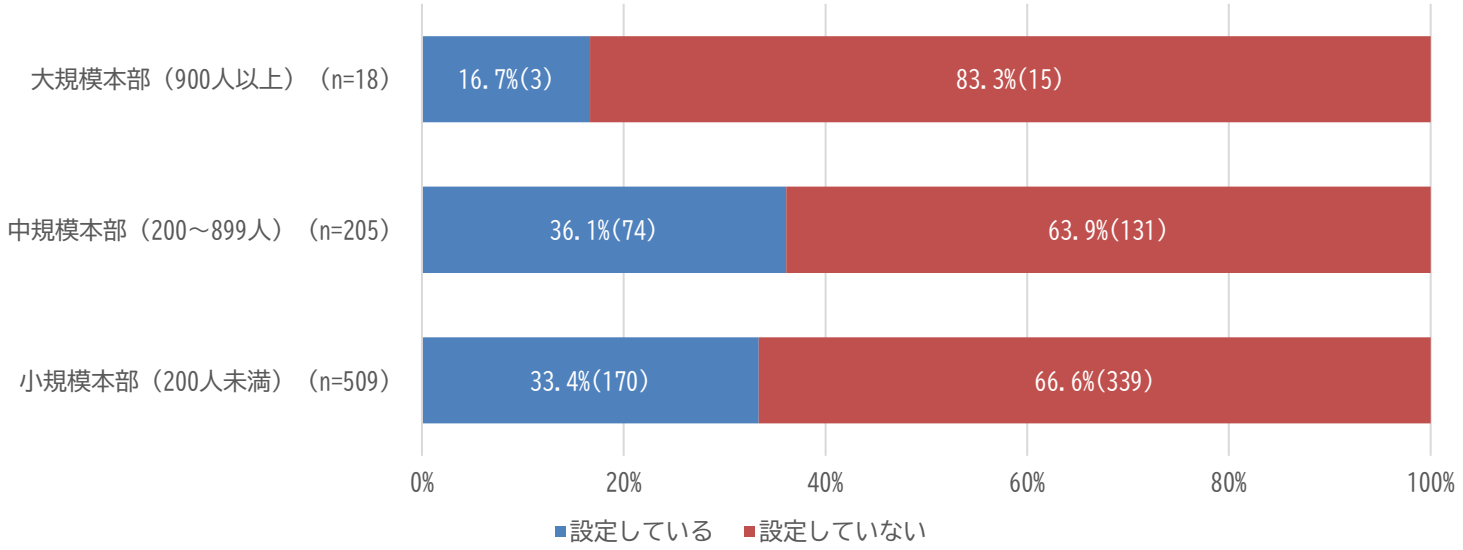
※　立入検査以外の実態把握をしている消防本部では、電話や電子メール等を用いるほか、建物の外観等を確認する調査、消防用設備等点検結果報告書を活用した確認などが行われていた。

　また、**点検結果や過去の管理状況が良好な防火対象物については、原則的に現地での立入検査を省略し、必要が生じた場合に現地確認へ切り替える**など、防火対象物の状況に応じて実態把握の方法を使い分けている消防本部もみられた。

アンケート調査結果③

③違反是正期間の類型等に応じた標準的な目安

Q. 違反是正期間を設定しているか



※　違反是正期間について、**一律の期限を設定している消防本部は少なかった。**

その理由として、違反の内容や危険性、改修工事の規模、防火対象物の営業状況等が事案ごとに異なるため、共通する是正期限を設定することは困難であるとの意見が多く挙げられた。

一方、期限を設定している消防本部では、**違反処理標準マニュアルに示された履行期限等を参考にしつつ、個別の状況に応じて期限を設定する取組**が多くみられた。

ヒアリング調査結果①

アンケート結果を踏まえ、規模別の運用実態と先進的な取組を深掘りするため、９本部にヒアリング

大規模消防本部（３本部）

【立入検査頻度】

◆　各消防本部で、労務管理上の理由により年間立入検査件数や立入検査の除外用途を定めていた。

（例）職員1人当たり年間140件を目安に、実施可能件数から検査周期を逆算するとともに、対象物を「必ず実施するもの」と「状況に応じて実施するもの」に区分

◆　重大違反、防火管理者未選任、点検未報告などの状況を踏まえ、各消防署が管轄区域の実情に応じて対象物を選定していた。

【立入検査除外対象】

◆　共同住宅を一律に除外するのではなく、点検報告の有無や確認可能な範囲を踏まえ、立入検査、郵送指導、現況調査等を組み合わせて実態を把握する運用が行われていた。

【立入検査の代替】

◆　全ての本部で、共同住宅等一定の対象物について、電話聴取やチェックシートによる現況調査を、立入検査に代わる実態把握の手法として実施していた。

【違反是正の期限】

◆　過去の違反処理事例や違反処理標準マニュアルを参考に、違反の類型ごとに標準的な是正期間を設定している事例がみられた。

【その他】

◆　重大違反の定義は立入検査標準マニュアルに記載している「重大違反対象物」のほか、明記せず優先して違反処理を進める対象として消防法第５条の措置命令の対象となる建築構造等の違反があった。

ヒアリング調査結果②

中規模消防本部（３本部）

【立入検査頻度】

◆　全ての本部で、防火対象物の危険性を加味し、立入検査の優先順位を決定し、必要に応じて頻度を決定していた。

（例）　建物の用途、収容人員、消防用設備等の設置状況、立入検査未実施期間、過去の指示事項等を基に危険度を評価し、危険度や違反是正の必要性が高い対象物を優先して立入検査を実施

◆　危険度に基づく対象選定により、違反対象物への継続指導や違反処理に充てる時間を確保する一方、対象外となった建物の状況変化を把握しにくいことが課題である。

◆　数年に１回、立入検査を行うのは、市民に「消防による立入検査がある」という認識を持ってもらう狙いもある。

◆　業務量とのバランスで頻度を決定しているが、業務量等により延長する可能性もあるとの回答もあった。

【立入検査除外対象】

◆　１つの本部で、小規模飲食店や小規模共同住宅等を定期立入検査の対象外とする事例や、消防用設備等の設置義務及び延べ面積150㎡以上を査察対象の基準とする事例がみられた。

【立入検査の代替】

◆　１つの本部で、管理状況が良好な共同住宅は、電話又はメール等による通信手段を用いた実態把握や外観から増築・用途変更等を確認する実態把握を行う事例がみられた。

【違反是正の期限】

◆　全ての本部で、Access又はExcelを活用して違反是正の進捗を組織的に管理するとともに、違反処理標準マニュアルを参考として是正期間を設定し、必要に応じて個別に判断

【その他】

◆　重大違反の定義は立入検査標準マニュアルに記載している「重大違反対象物」の内容のもののほか、以下の内容を加える本部があった。

・特定用途防火対象物の避難器具未設置
・自動火災報知設備の音響停止の繰り返し又は受信機失効
・防火管理者又は防災管理者未選任　等

ヒアリング調査結果③

小規模消防本部（３本部）

【立入検査頻度及び計画】

◆　全ての本部で、防火対象物の危険性を加味し、立入検査の優先順位を決定し立入検査を実施していた。

◆　査察長期未実施、点検結果の未報告、過去の違反・不備の是正状況等を踏まえ、危険性や指導の必要性が高い対象物を優先して立入検査を実施

◆　限られた人員・車両で立入検査を実施しており、計画件数はおおむね達成している一方、全ての防火対象物の状況を十分に把握することは困難

◆　是正が進まない防火対象物に対して電話による後追い指導を行い、是正状況に応じて翌年度の立入検査対象に反映

【立入検査除外対象】

◆　１つの本部で、共同住宅は共用部分のみの検査となる場合多く、立入検査の実効性が低いため、原則として立入検査の周期から除外していた。

【立入検査の代替】

◆　建物の外観等を確認する調査や電話による代替がみられた。

【違反是正の期限】

◆　２つの本部で、通常の指摘事項には一律の是正期限を設けていない。

◆　１つの本部で、部品調達や工事期間等の個別事情を考慮して、確実に是正可能な期間を設定していた。

【その他】

◆　全ての本部で、重大違反の定義は立入検査標準マニュアルに記載している「重大違反対象物」の内容のとおりであった。

マニュアルへの反映内容（案）①

①　立入検査のリスクベースドアプローチ（反映先：立入検査標準マニュアル）

◆　業務量（防火対象物数等）と立入検査員人数のバランスを鑑み、立入検査頻度や立入検査の省略対象を検討する旨の記載を追加

（例１）職員1人当たり年間●件を目安に実施可能件数から検査周期を逆算するとともに、危険度評価による優先順位を加味して計画を立てる。

（例２）●●の用途は、●●のため電話等の通信手段により実態把握を行うこととする。

（例３）消防用設備等点検結果報告書及び防火対象物点検結果報告書により違反がないことが明らかな場合は、●年立入検査を延長することとする。ただし、●●の用途は除く。

◆　各消防本部で実施している危険度評価やポイント制等を参考に、立入検査対象物の優先順位付けの考え方及び評価項目の例を追加

（例）防火対象物の構造、用途、収容人員、消防用設備等の設置状況、立入検査又は実態把握未実施期間、過去の指示事項等を基に危険度を点数により評価又は区分し、危険度や違反是正の必要性が高い対象物を優先して立入検査を実施

マニュアルへの反映内容（案）②

②　立入検査以外の実態把握方法（反映先：立入検査標準マニュアル）

◆　各消防本部で実施している電話聴取、チェックシート、巡回確認、点検結果報告結果の活用等について、立入検査を補完する実態把握方法として、その実施手順及び活用例を追加

③　違反是正期間の類型等に応じた標準的な目安（反映先：立入検査標準マニュアル）

◆　違反処理標準マニュアルに記載されている違反処理の履行期限及び各消防本部で活用されている違反是正期間表を参考に、違反の類型、重大性、改修内容等に応じた標準的な是正期間の目安を例示として追加

※　各例示は全国一律の基準ではなく、地域の実情や個別事情に応じて活用する参考例として整理。